

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第92号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 部の文書の印刷及び発送に関する事務（<u>警察本部にあっては、警察本部長が別に定めるものに限る。</u>） （4）～（10） 略</p>	<p>（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 部（<u>警察本部を除く。</u>）の文書の印刷及び発送に関する事務 （4）～（10） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。